

赤平市職員の給与状況

市では、人事行政の運営状況などを公表することを目的として、平成17年6月14日から「赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を施行しました。この条例に基づき、赤平市職員の給料・任免・服務などについて公表します。お知らせする内容は、総務省の「地方公共団体給与情報等公表システム」による統一様式に基づいて作成しています。

問合せ 総務課職員係 ☎32-2211

○ 人件費の状況 ○

人件費は職員給与のほか共済費の使用者負担、特別職に支給される給料・報酬も含まれ広範囲の費用になります。平成26年度普通会計の決算の状況は次のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 27.1.1現在	歳出額	人件費	人件費率
26年度	11,365人	千円 8,373,161	千円 1,190,597	14.2%

※参考：平成25年度の人件費率 16.3%

○ 職員給与費の状況 ○

平成26年度の普通会計決算における、一般職職員の給与費の状況は次のとおりです。なお、職員手当には退職手当を含まず、職員数は平成26年4月1日現在の人数です。

区分	職員数	給与費				1人当り 給与費
		給料	職員手当	期末手当	合計	
26年度	127人	千円 509,976	千円 70,673	千円 184,419	千円 765,068	千円 6,024

※参考：類似団体平均1人当たり給与費 5,728千円

○ 職員の平均給料月額、平均年齢及び初任給の状況 ○

平成27年4月1日現在の平均給料月額、平均年齢の状況及び初任給の状況は次のとおりです。

区分	一般行政職			
	平均給料月額等		初任給	
	平均給料月額	平均年齢	大学卒	高校卒
赤平市	332,458円	43.6歳	174,200円	142,100円
国	334,283円	43.5歳	174,200円	142,100円

○ 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 ○

平成27年4月1日現在の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況は次のとおりです。

区分		経験年数		
		10年	15年	20年
		一般行政職	大学卒	—
	高校卒	—	—	310,600円

○ 一般行政職の級別職員数の状況 ○

平成27年4月1日現在の課長職等、一般行政職職員の級別職員数の状況は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1級	事務補、技師補	13人	10.6%	137,600円	244,900円
2級	主事、技師	8人	6.5%	187,700円	301,900円
3級	係長、主査、主任主事	25人	20.3%	223,900円	347,700円
4級	係長、主査、主任主事	37人	30.1%	258,300円	378,700円
5級	主幹	25人	20.3%	285,000円	390,700円
6級	課長、参事	15人	12.2%	315,800円	407,900円
合計		123人	100%		

○ 特別職の報酬等の状況 ○

平成27年4月1日現在の市長などの特別職と議員の給料・報酬月額、及び平成26年度の期末手当の支給割合は、次のとおりです。

区分	給料・報酬月額	参考：類似団体における最高／最低額
市長	774,000円	888,000円／595,000円
副市長	631,800円	724,000円／560,000円
議長	348,000円	476,000円／298,000円
副議長	300,000円	425,000円／265,000円
議員	277,000円	395,000円／243,000円
期末手当(26年度)	市長・副市長 議長・副議長・議員	4.10月分 4.10月分

◎ 職 員 手 当 の 状 況 ◎

【期末勤勉手当・退職手当】

民間企業の賞与に相当する期末勤勉手当の平成26年度支給率は、国家公務員と同じ4.1月分です。また、職員が退職したときに支給する退職手当は、退職時の給料月額を基礎として、退職理由や勤続年数に応じて定められた支給率を乗じた退職手当が支給されます。

【26年度】

区 分	赤 平 市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支 給 割 合	2.60月分	1.50月分	2.60月分	1.50月分
1人当たり平均支給額	1,470千円		—	
加 算 措 置	役職加算 2～7% 管理職加算 無		役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

【27年4月1日現在】

区 分	赤 平 市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分	41.325月分	49.590月分
最高限度額	49.590月分	49.590月分	49.590月分	49.590月分
1人当たり平均支給額	5,477千円	19,110千円	—	—

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給した平均額です。

【その他の手当】

【27年4月1日現在】

区 分	内 容
扶養手当	配偶者は13,000円、配偶者以外の扶養親族は1人6,500円(配偶者がいない場合はそのうち1人は11,000円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合1人につき5,000円加算)。 ※国の基準に同じ。
通勤手当	通勤距離が2km以上に限る。 交通機関利用者は55,000円を限度に支給。 ※国の基準に同じ。 自動車などの使用者は距離により2,000円から最高4,200円を支給。
住居手当	借家の市内居住者(家賃12,000円を超える者が対象)は、27,000円を限度に支給。 ※国の基準に同じ。 ただし、市外居住者については支給しない。
特殊勤務手当	危険を伴う業務など、特殊な勤務条件にある職員に支給。病院などに勤務する職員、愛真ホームに勤務する介護員など16種類。
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給。

◎ 定 員 の 状 況 ◎

平成27年4月1日現在の部門別職員数(一般職に属する職員)の状況は下記の表のとおりです。

区分	部 門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平26	平27		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	—	
	総 務	32	31	△1	退職不補充など
	税 務	11	11	—	
	民 生	25	26	1	採用
	衛 生	9	7	△2	部門間異動
	労 働	2	2	—	
	農 水	9	9	—	
	商 工	3	3	—	
	土 木	14	14	—	
	小 計	108	106	△2	
部 特 別 行 政 門	教 育	20	20	—	
	消 防	0	0	—	
	小 計	20	20	—	
普 通 会 計 計		128	126	△2	
会 公 計 営 部 業 門 等	病 院	98	97	△1	退職不補充など
	水 道	6	5	△1	部門間異動
	下 水 道	4	4	—	
	そ の 他	30	30	—	
	小 計	138	136	△2	
合 計		266	262	△4	



給与の状況と人事行政の運営状況の詳細は、赤平市ホームページに掲載しています。

◎赤平市の給与・定員管理等の状況

<http://www.city.akabira.hokkaido.jp/2013052200036/>

◎赤平市の人事行政の運営状況

<http://www.city.akabira.hokkaido.jp/2013022800013/>



赤平市人事行政の運営状況

職員の任免(採用・退職)状況

平成27年度における職員の任免状況については、総数で採用者数が7人、退職者数が15人となっており、市役所(市立病院以外の市の施設を含む)と市立病院の人数は、表1のとおりとなっています。

表1: 職員の任免(採用・退職)状況 [28年4月1日現在]

区分	職種	採用者数	退職者数	職員数
市役所	一般行政職	0人	6人	158人
	医療職	0人	0人	
	小計	0人	6人	
市立病院	一般行政職	0人	1人	96人
	医療職	7人	8人	
	小計	7人	9人	
合計		7人	15人	254人

※職員数は地方公共団体定員管理調査より

定員適正化の目標

市では定員適正化計画に基づき、平成17年4月1日から平成23年3月31日までに58人(12.6%)の削減を目標とし、目標を上回る206人(44.8%)の削減がなされました。

表2: 定員適正化の進捗状況

区分	総職員数	病院除く
H17. 4. 1 現在	460名	274名
H18. 4. 1 現在	439名(4.6%減)	260名(5.1%減)
H19. 4. 1 現在	394名(14.3%減)	238名(13.1%減)
H20. 4. 1 現在	310名(32.6%減)	185名(32.5%減)
H21. 4. 1 現在	314名(31.7%減)	189名(31.0%減)
H22. 4. 1 現在	309名(32.8%減)	190名(30.7%減)
H23. 4. 1 現在	288名(37.4%減)	193名(29.6%減)
H24. 4. 1 現在	291名(36.7%減)	195名(28.8%減)
H25. 4. 1 現在	295名(35.9%減)	198名(27.7%減)
H26. 4. 1 現在	265名(42.4%減)	167名(39.1%減)
H27. 4. 1 現在	262名(43.0%減)	165名(39.8%減)
H28. 4. 1 現在	254名(44.8%減)	158名(42.3%減)

職員の営利企業などの従事許可

地方公務員は、営利企業などに従事することは原則として制限されていますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断した場合は、営利企業などに従事することを許可できるものとなっています。平成27年度の許可人数は次のとおりです。

- 許可人数 → 24人 報酬を得て事業または事務に従事する場合(講師など)

職員の勤務条件

職員の標準的な勤務時間は表3のとおりで、1日の勤務時間は7時間45分です。また年次有給休暇や育児休業の取得状況、時間外勤務などの状況は下記(表4~6)のとおりとなっています。

(市立病院含まず)

表3: 標準的な勤務時間

1週間の勤務時間	38時間45分
業務開始時間	8時30分
業務終了時間	17時00分
休憩時間	12時15分~13時00分

表4: 一般職員年次有給休暇の取得状況

総付与日数	4,325日
総取得日数	806日
全対象職員数	110人
平均取得日数	7.3日
消化率	18.6%

[27年1月1日~27年12月31日]

表5: 育児休業の取得状況(市立病院含まず)

新たに取得	0人	前年度から引続き	0人
-------	----	----------	----

表6: 時間外勤務及び休日勤務の状況(市立病院含まず)

時間外・休日勤務総時間数	年間 13,190時間
職員1人当たりの平均	年間 82時間

分限及び懲戒などの処分

職員が心身の故障などにより職務を十分に果たし得ない場合など、公務能率の維持を図るために行う分限処分と、職員の服務義務違反に対し道義的責任を追及し、行政秩序の維持を図るため行う懲戒処分があり、それぞれ事由と処分の種類が定められています。なお、市では懲戒処分者までには至らない義務違反においても、その事実関係により口頭(厳重注意)または書面(訓告)により戒める処分があります。平成27年度の処分者数は、次のとおりとなっています。

- 分限処分者 → 2人 (心身の故障(長期病休))
- 懲戒処分者 → なし
- 訓告など → 1人 全体の奉仕者としてふさわしくない非行(交通法規違反など)

公平委員会などの審査など

市職員が、給与、勤務時間、その他の勤務条件について適当な措置を行うよう要求したり、分限や懲戒などの処分を受けたりした場合の不服申し立ての機関として、市は公平委員会を設置しています。委員会では勤務条件に関する措置要求や不服申し立てがあった場合に、任命権者の人事権が適正に行使されるよう助言や審査を行います。

平成27年度は措置要求や不服申し立てはありません。

職員派遣研修の実施状況

研修先	受講者数	研修内容
北海道市町村職員研修センター	13人	一般研修
中空知ふるさと市町村広域圏	13人	接遇、リーダー研修
北海道市町村振興協会	1人	道外先進事例研修